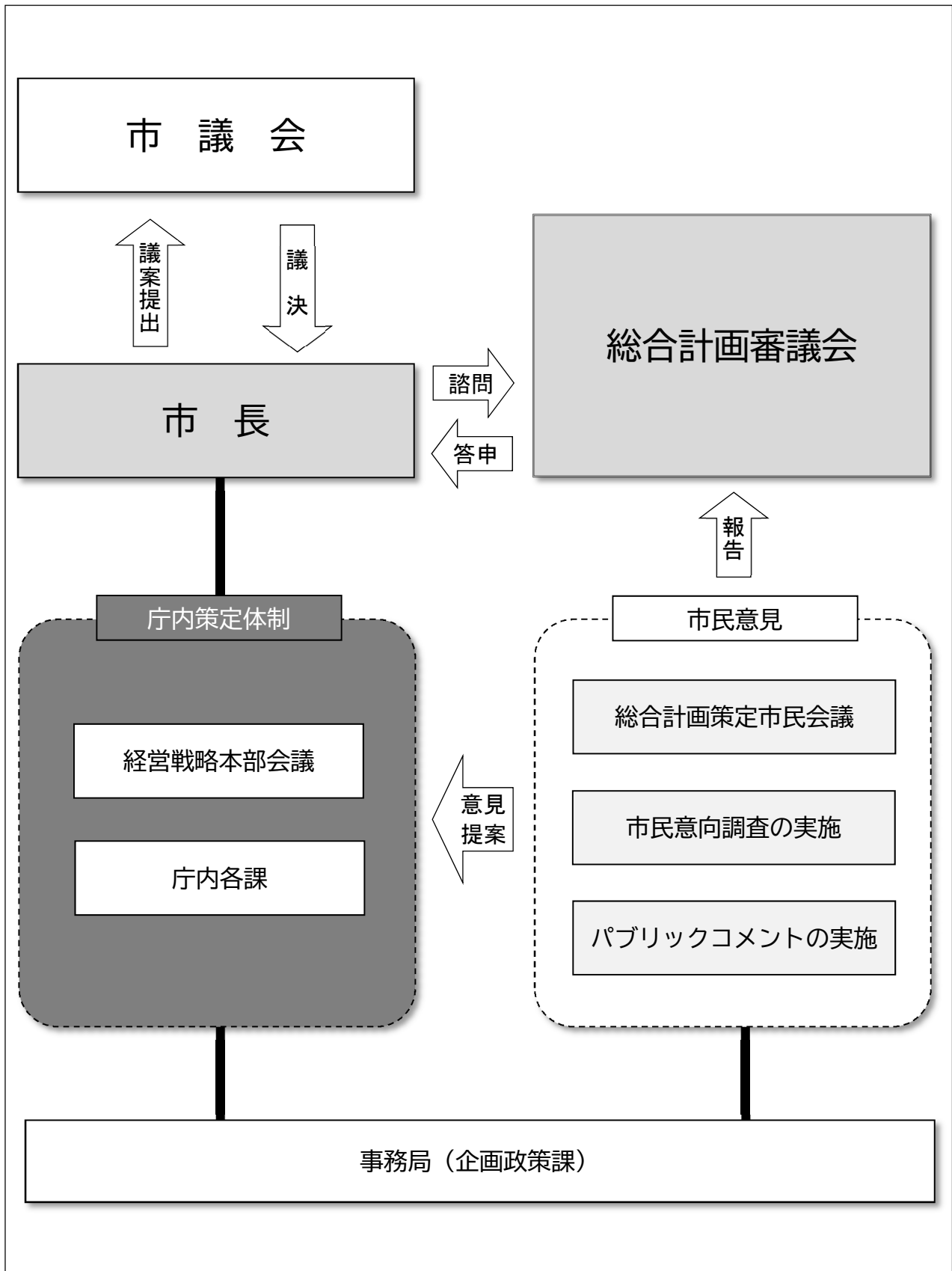




付属資料

総合計画策定体制



総合計画策定の経緯

年月日	区分	内容
令和2年 10月7日	令和2年度第1回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画策定方針について 市民アンケート調査について
10月16日	令和2年度第1回 あま市総合計画審議会	委嘱状の交付、総合計画についての諮問 第2次あま市総合計画策定方針について 第2次あま市総合計画策定体制及びスケジュール について
10月18日	第2次あま市総合計画 策定市民会議（第1回）	あま市が将来どうありたいかを“言語化”しよう！
10月23日～ 11月8日	市民意向調査	あま市の行政運営の指針となる総合計画の策定に必 要な市民意向調査を市民3,000人に対し実施
11月15日	第2次あま市総合計画 策定市民会議（第2回）	あま市の魅力を見つけよう！
12月13日	第2次あま市総合計画 策定市民会議（第3回）	魅力を活かしたあま市の将来を考えよう！
12月23日	令和2年度第3回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について
令和3年 1月8日	令和2年度第2回 あま市総合計画審議会	総合計画策定市民会議提言書の受理 第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について
3月12日	令和2年度第5回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について
3月18日	令和2年度第3回 あま市総合計画審議会	第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について
5月26日	令和3年度第3回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について 第2次あま市総合計画 基本計画（素案）について
6月25日	令和3年度第1回 あま市総合計画審議会	第2次あま市総合計画 基本構想（骨子案）について 第2次あま市総合計画 基本計画（素案）について
7月7日	令和3年度第4回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画（素案）について
7月26日	令和3年度第2回 あま市総合計画審議会	第2次あま市総合計画（素案）について
9月1日～ 9月30日	パブリックコメント	第2次あま市総合計画（素案）について意見募集
10月13日	令和3年度第5回 あま市経営戦略本部会議	第2次あま市総合計画（素案）に関するパブリック コメントの結果について 第2次あま市総合計画（案）について
10月25日	令和3年度第3回 あま市総合計画審議会	第2次あま市総合計画（素案）に関するパブリック コメントの結果について 第2次あま市総合計画（案）について
11月10日	あま市総合計画審議会 会長より答申	第2次あま市総合計画についての答申
12月21日	令和3年12月 あま市議会定例会	第2次あま市総合計画 基本構想の策定について議決

*あま市経営戦略本部会議は、第2次あま市総合計画に関する内容を議題とした開催について、掲載しています。

総合計画条例

あま市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成するまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びそれを実現するための基本的な目標と施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づく具体的な取組を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画の位置付け)

第4条 総合計画は、市における最上位の計画とする。

2 市長は、個別の行政分野に係る計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、あま市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会条例

あま市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画を策定するため、あま市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

諮問及び答申

2 あ企第175号
令和2年10月16日

あま市総合計画審議会会長 様

あま市長 村上浩司

第2次あま市総合計画について（諮問）

本市では、平成24年3月に策定した第1次あま市総合計画に掲げる市の将来像「人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”」の実現に向けて、市民と行政が目標を共有しながらまちづくりを進めてまいりました。

令和3年度をもちまして、第1次あま市総合計画の期間満了を迎えることから、第2次あま市総合計画の策定を予定しております。

つきましては、第2次あま市総合計画の策定について、あま市総合計画条例第5条及びあま市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、調査、審議いただきたく諮問いたします。

令和3年11月10日

あま市長 村上浩司 様

あま市総合計画審議会
会長 鶴田佳子

第2次あま市総合計画について（答申）

令和2年10月16日付け2あ企第175号で本審議会に諮問されました第2次あま市総合計画については、本審議会でも専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議をした結果、別添「第2次あま市総合計画（案）」のとおりまとめましたので答申します。

なお、第2次あま市総合計画の策定にあたっては、本審議会のみならず、市民意向調査、市民会議及びパブリックコメントにより多くの方が参画され、貴重な意見、提案が寄せられました。

これらを市政に十分に生かし、市が目指す将来都市像を市民と共有しながら、引き続き、効果的かつ効率的な市政運営を進めていくことを要望します。

総合計画審議会委員名簿

敬称略・順不同

委員氏名		備考
会長 鶴田 佳子	つるた よしこ	岐阜工業高等専門学校建築学科教授
副会長 佐藤 亮治	さとう あきはる	あま市まちづくり委員会代表
伊藤 龍男	いとう たつお	海部保護区保護司会あま市分会代表
山田 副夫	やまだ ふくお	海部保護区保護司会あま市分会代表（前）
井村 なを子	いむら なおこ	あま市民生委員児童委員協議会代表
小林 優太	こばやし ゆうた	あま市総合計画策定市民会議代表
清水 明俊	しみず あきとし	あま市観光協会代表
鈴木 正夫	すずき まさお	あま市行政改革推進委員会代表
立松 愛唯	たてまつ あい	社会福祉法人あま市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会代表
服部 章平	はっとり しょうへい	社会福祉法人あま市社会福祉協議会代表
福地 ひとみ	ふくち ひとみ	あま市心身障害児者保護者会代表
溝口 正己	みぞぐち まさみ	あま市教育委員会代表
堀江 徹二郎	ほりえ てつじろう	あま市教育委員会代表（前）
宮治 正三	みやじ しょうぞう	あま市老人クラブ連合会代表
三輪 光雄	みわ みつお	あま市農業委員会代表
村上 千代子	むらかみ ちよこ	あま市女性の会代表
山田 精二	やまだ せいじ	あま市商工会代表

（前）は前任者

総合計画策定市民会議設置要綱

あま市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 あま市総合計画の策定にあたり、あま市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、総合計画の基本構想に関する事、基本計画に関する事やその他総合計画の策定に関し必要な事項について意見交換をするものとする。

(組織)

第3条 市民会議の委員は、25名以内で組織する。

2 委員は、市民会議委員として適格であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長の指名により決定するものとする。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からあま市総合計画策定が策定される日までの間とする。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 委員への報酬、旅費等の支給は行わない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

総合計画策定市民会議委員名簿

敬称略・順不同

委員氏名	
会長 小林 優太	こばやし ゆうた
副会長 成田 由美子	なりた ゆみこ
蝦名 快音	えびな かいと
小玉 俊仁	こだま としひと
小間 愛佳	こま まなか
近藤 さくら	こんどう さくら
近藤 颯太	こんどう そうた
佐藤 英美	さとう えみ
嶋 智美	しま ともみ
鈴木 あゆみ	すずき あゆみ
副島 美貴	そえじま みき
恒川 侑万	つねかわ ゆま
林 芹渚	はやし せりな
林 初音	はやし はつね
原 一晃	はら かずあき
星野 創己	ほしの そうき
宮地 浩司	みやち こうじ
八神 功征	やがみ こうせい
山内 厚睦	やまうち あつむ
山下 さくら	やました さくら
山田 慎也	やまだ しんや
山田 優羽	やまだ ゆう
吉田 かのん	よしだ かのん

用語集

■あ行

用語	解説
あいち電子申請・届出システム (P. 84)	申請や届出などの行政手続きの一部を、自宅のパソコンなどからインターネットを通じて、原則 24 時間・365 日利用することができるシステム。
アクセス (P. 27、51、87)	交通の便のこと。また、ネットワークや通信回線などを使って他のコンピューターに接続することを指す場合もある。
海部医療圏 (P. 43)	海部津島地域の4市2町1村で構成される医療圏域。
あまっ子 (P. 33、70)	自らの判断と責任で、諸課題に取り組むことができる力を備えたあま市の子どもに対する親しみやすい名称。
オープンデータ (P. 87)	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネットなどを通じて容易に利用（加工、編集、再配布など）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

■か行

用語	解説
感染症 (P. 56、57)	環境中（大気、水、土壌、動物（人も含む）など）に存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患。
幹線道路 (P. 16、26、27、28、51)	一般的に、交通の流動が多く、重要度が高い道路のこと。
減災 (P. 43)	地震・津波・風水害などの自然災害による被害を、できるだけ少なくしようとする考え方、または取り組みのこと。
公害 (P. 32、52、53)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。
工業統計調査 (P. 11)	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる調査。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としている。
コーディネート (P. 71)	各部と調整し、全体をとりまとめること。

国勢調査 (P. 7、9、10)	日本に居住する全ての人を対象とする、国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。
コミュニティ (P. 28、33、60)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団のこと。
コミュニティスクール (P. 71)	学校と保護者、地域の人がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コミュニティバス (P. 51)	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが運行するバス。

■さ行

用語	解説
ジェンダー (P. 94)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間の生まれについての生物学的性別に対して、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」などを指している。
市街化調整区域 (P. 27、28)	都市計画区域のうち、市街化の抑制を図るべき区域のこと。
自主財源比率 (P. 13)	歳入総額に対する自主財源（地方公共団体が自主的に収入できる財源）の割合を示す指標。
自主防災組織 (P. 43)	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会などを単位として組織されるもののこと。
指定管理者制度 (P. 56、83)	公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に行わせる制度のこと。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、管理・運営にかかる民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減などを行うことを目的としている。
シティプロモーション (P. 31、34、86、87)	市の魅力を発掘し、市内外に発信して広く知ってもらうこと。
市民協働 (P. 17、31、86、90、91)	市民と行政とが対等のパートナーとして、地域課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。
循環型社会 (P. 31、32、52、53)	限りある資源の有効活用やごみの減量化、再資源化が図られ、環境への負荷の少ないライフスタイルを実現する社会。
商業統計調査 (P. 11)	国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査。
新エネルギー (P. 32、52、53)	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

新型インフルエンザ (P. 56)	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
新型コロナウイルス感染症 (P. 2、13、17、22、92)	新たに発見された新型のコロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症のこと。医学用語で COVID-19 と呼ばれる。令和 3 (2021) 年現在、世界規模で感染が流行しており、感染拡大予防策が重要となっている。
人口フレーム (P. 25)	中・長期の目標となる将来推計人口のこと。
スマート自治体 (P. 82)	AI や RPA などの技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。
生活習慣病 (P. 56、57)	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと。
生態系 (P. 32、48、52、53)	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。
性的マイノリティ (LGBT など) (P. 92、93)	性的少数者のこと。LGBT などとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル (両性愛)、トランスジェンダー (心と体の性が一致しない人) や、自分を男女どちらとも思わない X ジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシャルなどを含む。
成年後見制度 (P. 62)	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、財産を管理したり、契約を結んだりすることが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
セーフティー (P. 2)	安全、安全性。
総合型地域スポーツクラブ (P. 66)	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。子どもから高齢者まで (多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が (多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる (多志向) という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの。

■た行

用語	解説
多文化共生 (P. 31、96、97)	国や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
男女共同参画 (P. 31、35、92、94)	男女が性別にとらわれることなく社会の構成員としてあらゆる分野に参画すること。

地域学校協働活動 (P. 71)	地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地域包括ケアシステム (P. 62)	医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする体制のこと。
治水 (P. 16、28)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便をはかること。
長寿命化 (P. 51)	構造物が持つ資産価値としての維持（向上）や便益を確保していくための取り組み。
テレワーク (P. 84)	ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、企業などに勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（在宅勤務、モバイルワークなど）と、個人事業者・小規模事業者などが行う自営型テレワーク（SOHO、在宅ワークなど）に大別される。
都市基盤 (P. 16、30、31、32、47、48)	道路、公園、水路などの日常生活・都市活動の基盤となる施設のこと。
都市計画道路 (P. 32、51)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路のこと。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。
土地区画整理事業 (P. 25、49)	道路、公園、調整池などの公共施設を整備・改善して、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

■な行

用語	解説
ニーズ (P. 2、3、22、33、49、51、60、61、62、68、82、83、84、91)	要求、需要のこと。
二次救急医療 (P. 58)	入院や手術を要する症例に対する医療のこと。これに対して、入院や手術を伴わない医療のことを初期救急（一次救急）医療という。
二次利用 (P. 87)	情報提供者の提供したデータを基に、情報利用者が何らかの編集・加工・改変などを行い、新たなデータを作成することや、情報提供者の提供したデータの単なる複製や再配布を行うこと。
ネットワーク (P. 35、65、69、84、93、96、97)	個々のつながり、網状に広がる様子のこと。

<p>農林業センサス (P. 12)</p>	<p>農林業・農山村の現状と変化を適確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に農林水産省が実施する調査。</p>
----------------------------	--

■は行

用語	解説
<p>パートナーシップ (P. 3)</p>	<p>市民、団体、企業、行政機関など、異なる性格を有する組織・集団がそれぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。協力しながら働くという意味。協働。</p>
<p>バリアフリー (P. 49、51)</p>	<p>障がいのある人や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差など）を取り除こうという考え方のこと。</p>
<p>ビッグデータ (P. 74)</p>	<p>ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例として、ソーシャルメディア内のテキスト・画像データ、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。</p>
<p>病児・病後児保育 (P. 69)</p>	<p>保護者の就労などのために家庭で保育などができない児童で、病気又は病気の回復期にあり、集団での保育などが困難な児童を一時的に預かる制度。</p>
<p>ブラッシュアップ (P. 74、76)</p>	<p>磨き上げること、現在の状態をさらに良い状態にすること、また、それを目指す行動のこと。「観光資源のブラッシュアップ」とは、地域の観光資源を高付加価値な観光コンテンツとするために、誰もが利用（訪問、消費など）しやすい魅力的な物となるよう、観光資源の分析・改善・整備などを行うことをいう。</p>
<p>プラットフォーム・ビルダー (P. 83)</p>	<p>福祉などの公共サービスの提供者を「サービス・プロバイダー」とするのに対して、そのサービスが展開される場（プラットフォーム）の設定者のこと。</p>
<p>ベッドタウン (P. 9)</p>	<p>大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。</p>
<p>ボランティア (P. 17、61、72、79、90、97)</p>	<p>自発的に自由意思でなんらかの奉仕行為などを行うこと。</p>

■ま行

用語	解説
マイナポータル (P. 84)	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービスなどを提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

■や行

用語	解説
遊休農地 (P. 76)	農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当する農地のこと。 <ul style="list-style-type: none">・ 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地・ その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

■ら行

用語	解説
リサイクル (P. 32、52、53)	廃物や不要なものを再利用すること。
ローリング方式 (P. 4)	長期計画と現状とに大きな乖離ができることを防ぐために、毎年度、社会状況の変化や事業の実施状況などに対応して、事業の見直しや部分的な修正を行う手法のこと。

■わ行

用語	解説
ワークショップ (P. 18)	学びや、問題解決などのための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。

■ A～Z

用語	解説
AI (P. 82、84)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。
DX (P. 82)	Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
HIV (P. 92)	Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) の略。このウイルスの感染によってエイズが発症するため、エイズウイルスとも呼ばれる。
ICT (P. 67、71、82、84)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。パソコン、インターネットなど、情報・通信に関する技術の総称。
NPO (P. 90)	Non-Profit Organization (非営利組織) の略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画などの分野における非営利活動を行う民間組織のこと。NPO法に基づき法人格を取得する組織もある。
PCR検査 (P. 17)	PCR法 (ポリメラーゼ連鎖反応法) によりウイルスの遺伝子を増幅させてウイルスの存在を調べる検査のこと。
PDCAサイクル (P. 4)	計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクルによる、施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセスのこと。
SDGs (P. 3、17、38)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年 (平成 27 年) に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、持続可能でより良い世界を目指すための 17 の国際目標のこと。
SNS (P. 87)	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。インターネット上で個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち “あま”

第2次あま市総合計画

令和4年度 ▶ 令和13年度
(2022年度) (2031年度)

令和4（2022）年3月発行

発行：あま市

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

TEL 052-444-1001 〈代表〉

編集：あま市 企画財政部 企画政策課

